

## 多賀町産木材利用住宅促進事業費補助金交付要綱

多賀町産木材利用住宅促進事業費補助金交付要綱（平成25年多賀町要綱第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 町長は、多賀町産木材を循環利用し水源かん養、国土保全、地球温暖化防止等の生活環境にとって重要な機能を図るとともに、多賀町産木材を使う住宅の普及を図ることを目的に、多賀町産木材を使用した住宅の新築に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、多賀町補助金等交付規則（昭和63年多賀町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（多賀町産木材の定義）

第2条 多賀町産木材とは、びわ湖材証明制度等により多賀町内で伐採されたことが証明された木材をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 多賀町内に自ら居住するための住宅（店舗併用住宅の場合は、住宅の部分）を新築する者
- (2) 町税等に滞納がない者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、交付対象者が新築する住宅の新築に要する多賀町産木材の購入費とする。

（補助対象となる条件）

第5条 補助の交付対象となる住宅は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 多賀町産木材（スギ、ヒノキ、マツ等の木材）を5立方メートル以上使用した新築住宅であること。
- (2) 多賀町内に営業の本拠を有する工務店等が建築する木造住宅であること。
- (3) 多賀町産木材の製材品を納入した日の属する年度内に竣工できること。
- (4) 多賀町内の製材所等から購入した多賀町産木材が、補助対象経費の過半を占める住宅であること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じた額とする。ただし、1事業につき

100万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、多賀町産木材利用住宅促進事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建築現場位置図
- (2) 建築確認申請に使用した図面の写し（配置図、木材の位置を明示した各階平面図）
- (3) 請負契約書の写し
- (4) 多賀町産木材使用内訳書（別記様式第2号）

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に交付の決定を通知するものとする。

(変更交付申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた交付対象者は、内容の変更をしようとするときは、あらかじめ多賀町産木材利用住宅促進事業費補助金変更交付申請書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 第8条に規定する交付決定を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建築現場に多賀町産木材使用の表示板（別記様式第4号）を設置すること。
- (2) 町が記録を残し以後の参考とすることに同意すること。
- (3) その他町長が特に必要と認める事項等

(多賀町産木材の使用状況の確認)

第11条 交付対象者は、多賀町産木材の使用状況について、木材を建築物に組み込んだ時点で町長の確認を受けなければならない。

2 前項に規定する確認は、次の事項について行うものとする。

- (1) 多賀町産木材（スギ、ヒノキ、マツ等の木材）の使用状況
- (2) 多賀町産木材使用内訳書（別記様式第2号）に関する使用状況
- (3) 多賀町産木材の使用に係る証明書類（びわ湖材証明書、納品伝票等）
- (4) 前条各号に定められた遵守事項

(実績報告)

第12条 交付対象者は、補助事業等が完了したときは、多賀町産木材利用住宅促進事業実

績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、設置を完了した日から起算して30日を経過する日（その日が当該設置を完了した日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置を完了した日の属する年度の3月31日）までに提出しなければならない。

- (1) 多賀町産木材使用内訳書（別記様式第2号）
- (2) 多賀町産木材の使用に係る証明書類（びわ湖材証明書、納品伝票、領収書等）
- (3) 請負契約書の写し
- (4) 住民票の写し
- (5) 建築状況写真
- (6) その他町長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第13条 町長は実績報告の内容を審査し、内容が適当と認めたときは、補助金額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（助金の請求）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付対象者は、多賀町産木材利用住宅促進事業費補助金交付請求書（別記様式第6号）を、町長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。